

国会公契第44号  
令和3年3月5日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官  
(公印省略)

「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

別表 17 を次のように改める。

工事種別	換算係数
一般土木	0.11487
アスファルト舗装	0.11654
造園	0.1176
建築	0.12049
電気設備	0.12345
暖冷房衛生設備	0.11719
上記以外の工種区分	0.11363

別表 18 を次のように改める。

工事種別	換算係数
一般土木	520.9
アスファルト舗装	564.2
造園	543.38
建築	615.35
電気設備	614.14
暖冷房衛生設備	655.4
上記以外の工種区分	537.91

#### 附 則

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、令和3年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。